

新教区準備委員会の進捗状況について（報告）

（2023年6月26日作成 NO.10）

2023年6月20日、新教区準備委員会において、新教区発足後の教財両面における安定した教区運営に必要な事項について協議を行っており、両教区間の取り組みだけでは克服できない課題について、曾我 謙成 長浜教区・京都教区新教区準備委員会委員長、深尾 浄信 長浜教区・京都教区新教区準備委員会副委員長、宮戸 弘 統括教務所長（長浜教務所長）、篠岡 誓法 京都教務所長の連名にて、宗務総長宛に下記の事項を要望書として提出いたしましたので、報告いたします。

1. 新教区発足時における教区財政について

2023年度からの宗派経常費御依頼割当基準については、「御依頼割当基準策定委員会」の答申（2023年5月8日付）により、第4回門徒戸数調査（2022年2月1日実施）結果の8割を使用し、大幅な増減によって混乱が生じないように調整を加えて御依頼割当を行う方向性が示されております。

門徒戸数調査実施前に『真宗』（2022年1月号）に示された「宗務改革（行財政改革）の推進によって御依頼額の大幅な減額を目指したうえで調査結果の10割を使用する」との当局方針について、現在、宗務改革は「行財政改革検討委員会」における議論の途上にあることから、「現状では時期尚早である」との委員会判断について、一定の理解はいたします。

しかし、長浜・京都教区は、1門徒指数あたりの宗派経常費御依頼額が、全国平均額を大きく上回っており、このたび全国で行われている「教区及び組の改編」の取り組みによって「宗務改革」が具体的な目標期日を定めて進められ、指数額平準化に向けた歩みが果たされることを切望します。

新教区は広域かつ1,067カ寺という全国寺院数の12%を管轄する並み外れた教区の規模となり、教務所員の十分な人員配置が必要である一方で、教区内の門徒指数については全国総門徒指数の4%に留まることから、教区運営に資する教区費についても、1門徒指数あたりの全国平均額を大きく上回って徴収せざるを得ない状況となっております。

そのような現況からすれば、新教区発足にあたっては、コロナウィルス感染症拡大以前に、両教区において御依頼されていた懇志金の総額を超えない範囲での御依頼を行うことは大前提であります。

新教区発足に際しては、上記の状況について十分に斟酌いただき、1門徒指数が全国一律の額に移行するまでの間、経常費御依頼額の人件費相当額の減額に加えて、特別の措置を講じていただけるよう要望いたします。

2. 長浜別院・五村別院輪番の人事について

新教区は、管轄内に7別院を抱える教区となることから、これまでのように両別院の輪番を教務所長が兼務しながら、同様の職務を遂行することは不可能です。

そのため、新教区発足にあたっては、両別院の院議会（責任役員会）関係者の意向に配慮いただき、専任輪番を配置くださいますよう要望いたします。また、人件費の全部または一部について長期にわたって補助くださるよう要望いたします。

3. 新教区の選出教区会議員の定数について

新教区（寺院数 1,067、組数 43）の教区会議員の定数は、教区制により 71 名（組長議員 43 名、選出教区会議員 28 名）となります。宗議会の定数より多い議員数による議会構成となるため、このことは、過日、課題としてご報告し、合意書には「教区制」の改正について要望しております。

このたび、教区会議員の定数について改めて協議を行い、議員定数を削減するという理由で、共同教化の現場である組の改編をすることはできないということ、また、現在長浜教区で行われている、教区会・教区門徒会の合同開催による議会運営の方法は、新教区においても継続していくという方向性を確認いたしました。そこで、新教区の教区会・教区門徒会の議員（会員）総数は、合同開催を可能とするため 100 名以内の構成が不可欠であります。

については、大変広域な教区でもあることから、代表として組において互選され各地域の実情を把握している組長議員の数を減員するのではなく、選出教区会議員の定数を削減することで、議員総数を減じていく方が望ましいということを確認いたしました。

よって、現行「教区制」に定める選出教区会議員の定数については、合同開催を可能とする適切な定数を勘案いただき、条例による特別の措置を講じていただきたく要望いたします。

4. 広域かつ寺院数や門徒指数を十分勘案した適切な人員配置について

新教区は、1,067 カ寺を管轄する教務所となり、指数関数的に増える教務所事務は想像を絶するほど膨大な量を処理する必要があることが想定され、教務所員の増員がなければ労働環境は大変厳しくなると予測されます。

したがって、教区の広域性、寺院数と僧侶数等に応じた事務量を十分勘案した適切な人員配置を要望いたします。

5. 投票区及び郵便投票寺院の見直しについて

投票区は、現行のままでは教務所員の選挙事務における体制が十分に確保できないこと、投票所となる寺院、投票管理者や立会人の負担となることから、見直しを行い、投票区を減じる方向で協議を行っております。今後、各投票区における意見を取り纏め、改めて具体的に要望させていただく予定としております。

また、寺院数・僧侶数ともに全国一となる新教区の選挙事務の負担軽減のためには、オンラインによる投票を可能とする制度改革が不可欠であると考えますので、早急にご検討ください。

6. 真宗大谷派坊守会連盟への教区負担金について

2023年6月10日付で両教区坊守会より当新教区準備委員会宛に、嘆願書が出されましたので、それに基づいて、次のとおり要望いたします。

真宗大谷派坊守会連盟（以下「連盟」という）から毎年度、各教区坊守会に対して依頼される教区負担金は、「1,300円×教区内寺院数×0.8（寺院数の8割納入）」となっております。

しかし、長浜・京都教区では、2割以上の寺院が坊守会費未納（未納寺院数合計244カ寺・内訳：長浜教区101カ寺・京都教区143カ寺）であるため、不足額を両教区共に坊守会会計から補填し連盟へ納入しています。

また、現在、長浜教区坊守会費は、1寺院あたり2,500円、京都教区坊守会費は、1寺院あたり2,800円を徴収していますが、その内1,400円が連盟と連区への負担金となっているため、新教区の坊守会会計が逼迫することが想定されています。

そして、会費未納寺院（坊守不在を理由に会費を納入されない寺院）が増加傾向にあることから、新教区坊守会での必要最小限の教化事業すら開催できない可能性が出てまいりました。

そのため、全国的に教区及び組の改編が進んで行く中で、教区坊守会運営が逼迫することを考慮して、「真宗大谷派の全寺院が連盟への教区負担金を納入いただく制度構築」及び「教区負担金の減額」を連盟へ要望します。

以上

教化関係団体の協議の進捗状況について

新教区発足に際し、長浜・京都教区の教化関係団体についても、現在、団体同士で協議がなされており、全国組織への加盟の必要や合併を要する団体（①～⑥）は、両教区の当該団体役員を中心に協議を行い、会則や初年度の事業並びに予算について協議が行われています。

また、現京都教区のみにある全国組織の団体（⑨～⑫）は、会則の改正等は原則行わず、現長浜教区の方々は、新教区発足後に加盟・入会を希望することができます。

| 団体名 | 協議の進捗状況・新教区発足後の方向性 |
|------------------------------|---|
| ① 坊守会 | 新教区発足と同時に新教区坊守会規則を施行し、長浜教区坊守会は、新教区坊守会や現京都教区の地区坊守会と連携しながら、特区坊守会として事業を行う方針で協議中。 |
| ② 推進員連絡協議会 | 協議中。 |
| ③ 合唱団 | 複数団体の設置が可能であることから、長浜教区の合唱団「花あかり」と京都教区の合唱団の合併は行わず、それぞれの団体で活動を行う。 |
| ④ 准堂衆会 | 協議中。 |
| ⑤ 教誨師会 | 新教区発足後は、現京都教区の教誨師会規則を新教区の規則として施行する。 |
| ⑥ 保護司会 | 協議中。 |
| ⑦ 長浜教区部落差別問題協議会 京都教区同和協議会 | 協議会名称や事業方針について、両団体の代表者で協議中。 |
| ⑧ 長浜教区婦人会 | 長浜教区のみにある団体であるため、長浜教区の教化に関する諸機関等で方針について協議中。 |
| ⑨ 仏教青年会 | 長浜教区にはない団体であるため、新教区発足後に加盟・入会を希望することができます。 |
| ⑩ 児童教化連盟 | |
| ⑪ 大谷保育協会 | |
| ⑫ 大谷スカウト協議会 | |

なお、記載の内容は現在協議中のものであり、決定事項ではありませんのでご承知おきください。